ガーナ人権報告書 2020年版

概要

ガーナは、強権的な大統領制及び 275 議席の一院制議院をもつ立憲民主主義国である。(2020年) 12月7日の大統領選と議会選挙はおおむね平和裏に実施され、透明性があり、包括的で信用できるものであると、国内外のオブザーバーから評価された。

内務省 (Ministry of Interior) の管轄下にあるガーナ警察庁 (Ghana Police Service、GPS) は、法と秩序を維持する任務を負っている。しかし、国防省 (Ministry of Defense) に報告を行う軍部は、重要なインフラの保護や新型コロナウイルス感染症対策の強化などによって、支援任務において法律の施行業務に参加し続けていた。国家情報局 (National Intelligence Bureau) は、国の安全保障に極めて重要であるとみなされる事案を扱い、国家安全保障省 (Ministry of National Security) に対して直接答申を行う。文官は治安部隊に対する有効な支配をおおむね維持していた。治安部隊の隊員が複数の虐待行為に関与していた。

重大な人権上の問題は次の通りである。政府又はその職員による恣意的もしくは不法な殺害。政府又はその職員による残酷な、非人道的な、又は品位を傷つける扱いもしくは処罰。
苛酷で生命を脅かす刑務所の状況。恣意的な逮捕又は拘禁。ジャーナリストに対する暴力及び暴力の脅威、又は不当な逮捕もしくは起訴を含めた報道に対する重大な制限。重大な腐敗行為。女性への暴力に関する調査及び説明責任の不足。施行される場合はまれであるものの、成人どうしの合意に基づく同性間性行為を罰する法律の存在。最悪の形態での児童労働の存在。

政府は、治安部隊員又は政府内のいずれかの職員であるかどうかにかかわらず、役人による不正行為及び職権乱用に対処する措置を取った。しかし、刑罰逃れは依然として問題になっていた。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその職員が、恣意的もしくは不法な殺害に関与したという報告がいくつかあった。 治安部隊による殺害の捜査を担当する部局としては、ガーナ軍(Ghana Armed Forces)の特別捜査隊(Special Investigations Branch)及び警察監察局(Police Professional Standards Bureau)等が挙げられる。

(2020 年) 4 月に、政府の新型コロナウイルス感染症によるロックダウンの施行にあたっていた兵士が密輸の容疑者を殺害した。軍は、その男ともみ合う間に兵士が偶発的に銃器を発砲したとの声明を発表した。しかし、証人がこの声明に異議を唱え、兵士は男を意図的に殺害したと述べた。軍警察はこの兵士を解任して拘禁下に置いた。当局は捜査を終了したが、結果を公表しなかった。

6月から8月までの有権者登録運動期間に、複数の登録会場で与党側と野党側の活動家らが 関与する暴力的な抗議活動が発生し、2名の死者が出た(第3節、最近の選挙を参照)。

ガーナ警察庁は、12月7日の国政選挙で5人が銃殺及び殺害されたと報告した。その後、6人目が銃撃による負傷で死亡した。死亡事件のうち2件はテチマン・サウス(Techiman South) (ボノ・イースト州、Bono East Region) で発生し、治安部隊が関与していた。メディアと野党関係者は、選挙結果を覆すために威嚇を行ったとして警察と軍を告発した。国防大臣は告発を否定し、内務大臣は死亡事件について捜査する意向を表明した。

b 失踪

政府当局又はその代理による失踪については報告がなかった。

c 拷問及び他の残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法と法律で禁じられた行為であるものの、警察が勾留中の容疑者や他の市民に対し、殴打その他の虐待を行ったという信用できる報告があった。被害者は、多くの場合、公式に申立てをすることを躊躇した。警察は一般に疑惑を否定するか、行使された力のレベルが正当であったと主張した。

4月に、政府の新型コロナウイルス感染症によるロックダウン措置を警察が強引に施行しているとの複数の告発があった。一部の事例では、警官が馬むち、杖、及びその類の器具によって民間人を殴打しているところを証人が撮影していた。

「国連フィールド・ミッションの実施」オンラインポータルによると、南スーダンでの国連ミッションに配置されたガーナ人ピースキーパーによる性的搾取及び虐待について、2件の公開告発があった。国連は、当局が被疑者に対して取った措置についての情報を提供しなかったと報告した。2019年の事件は、スタッフオフィサー1名による成年者1名との搾取的関係の容疑に係わるものだった。当局は、軍の法務総監部門が当該オフィサーを軍法

会議にかけようとしていると述べて、国連に対して証人の出廷を要請した。2018 年の事件は、ピースキーパー12 名による成年者 1 名との取引的性交の容疑に係わっていた。裁定機関は、国連が関連する証人の出廷を可能にしなかったと述べて、2019 年 12 月にピースキーパー12 名を無罪とし、証拠不十分により事件から放免した。

ガーナ警察庁では刑罰免除が依然として重大な問題であった。腐敗、残虐行為、不十分な訓練体制、監督の不足、逼迫状態にある司法制度が、刑罰免除の原因となっていた。警察はしばしば虐待の報告への対応に失敗し、多くの事例において、通報者が警官の交通費や他の業務費の代金を支払わない限り行動しなかった。警務監察総監室 (Office of the Inspector General of Police、IGP) 及び警察監察局が、治安部隊員による過剰な力の行使についての苦情を調査した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、過密状態、不適切な衛生状態、不十分な医療、身体的な虐待、食糧不足のため、一般に苛酷で、命にかかわる場合もあった。

物理的状況: 刑務所広報担当官は 2019 年 9 月に、刑務所の過密状態が 55 パーセント以上に達しており、全刑務所の収容定員数 9,945 人に対して 15,461 人が収容されていると報告した。当局は、成人と未成年者とを別々に収容しようと努めたものの、18 歳未満の被収容者が成人と一緒に収容されていたとの報告があった。当局は未決囚を受刑者と同じ施設に、ただし一般には別個の独房に収容していたが、ヌサワム刑務所(Nsawam Prison)では受刑者区画の過密状態が原因で、未決囚に指定された区画に一部の受刑者が収容されていた。ガーナ刑務所管理局(Ghana Prisons Service)は、女性と男性とを別々に収容していた。

服役者は飲料水を利用できるものの、食物は不十分であった。食事では日常的に果物や野菜、肉を与えられておらず、服役者は慈善寄付と家族が差し入れる食物に依存せざるを得ない状況にあった。刑務所広報担当官は、被収容者の食事が重要な問題であると認めた。ガーナ刑務所管理局は、被収容者の食料を補うため、被収容者に農業活動を促した。

当局は囚人の多くを、元来植民地時代の砦であった建物や廃棄された公共又は軍事の建物に収容したが、こうした建物は改築されているとはいえ、換気と衛生が劣悪で、構造は基準に満たず、居住空間と照明は不十分な状態にあった。ガーナ刑務所管理局は、刑務所を周期的に燻蒸・消毒していた。服役者数に対して十分に利用可能な数のトイレがなく、100人の服役者にトイレが1つしかない場合もあり。トイレはしばしば排泄物であふれた。

ガーナ刑務所管理局は、服役者に定期健康診断を実施し、信頼できる個人用保護具を提供することによって、新型コロナウイルス感染症や他の伝染病の発生を回避した。医療補助者が医療サービスを提供したが、過度に負担がかかる勤務状態に置かれたうえ、基本的な機器と薬が不足していた。ヌサワム刑務所では、医務室員が一人で医務室を運営していた。全ての刑務所の診療所で、医療提供体制に深刻なほどの限界があった。全ての刑務所にマラリアの検査キットが供給されていた。刑務所で歯科治療は提供されていなかった。必要に応じて医師が刑務所を訪れたが、刑務所の医療関係者が現地で対処し切れないような状況が生じた場合には、刑務所職員が被収容者を地元の病院に差し向けるものの、刑務所は多くの場合、現地から救急車を利用して被収容者を適切に搬送することができなかった。現地施設での治療を促進するために、ガーナ刑務所管理局は、国民健康保険計画に被収容者を登録する手続を継続した。アンカフル疾病収容刑務所(Ankaful Disease Camp Prison)が最も深刻な種類の伝染病に罹患した囚人を収容していた。しばしば宗教団体、慈善団体、民間企業、並びに市民が、医療や食料といったサービスと物資を刑務所に提供した。

障害者は慢性疾患の治療が受けられ、娯楽施設と職業教育を利用できているとの報告があったものの、2016年に発表された研究によれば、刑務所施設では障害者が医療と娯楽施設の利用に関して困難に直面しており、不利な立場に置かれているとされる。精神衛生に特に配慮する刑務所スタッフは皆無であり、当局は精神障害のある服役者の状態を日常的に確認したり、治療その他の支援を提供したりしていなかった。

運営: 苦情に対応する刑務所オンブズパーソン又は同等の独立的権限をもつ者はいなかった。むしろ、各刑務所が苦情を受理して対応する担当官一名を指名していた。これらの担当官が苦情を調査した。

独立的監視: 政府は、政府の影響から独立した立場にある国内の非政府組織(NGO)に、 刑務所の状況についての独立的監視を許可した。これらの組織は、未成年者の監禁及び未 決拘禁、保釈、記録管理手順を監視した。国内の報道機関も刑務所の状況について報じた。

改善点: NGO が主導し、政府の支援を受けるジャズティス・フォー・オール (Justice for All) プログラムが、多くの未決(再拘置)囚の裁判の再審理を促進したことにより、こうした 囚人の数が大幅に減少した。パラリーガルと市民団体がこのプログラムに大きく関与していた。

(2020 年) 7 月に、アクフォ=アド (Akufo-Addo) 大統領は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるために、794 人の囚人に恩赦を与えた。

d 恣意的な逮捕又は拘禁

憲法と法律は恣意的な逮捕と拘禁からの保護について規定しているが、政府は多くの場合 このような保護を無視した。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

法律は、被拘禁者に裁判所令状のない逮捕から 48 時間以内に裁判を受けさせるよう義務づ けているが、当局は頻繁に48時間以上の長時間にわたって罪状も有効な逮捕状もなく個人 を拘置した。当局は、令状を更新することによって、又は捜査中に令状が失効しても単に 放置することによって、一部の被勾留者を無期限に拘置した。憲法は、拘置された個人に、 当人の理解できる言語により直ちに拘禁理由と弁護士に相談する権利について知る権利を 付与している。しかし、ほとんどの被拘禁者には弁護士を雇うだけの余裕がない。憲法は 法律扶助についての権利を付与しているものの、政府が多くの場合そうした扶助を与えて いなかった。政府は、弁護人を必要とする者に弁護人を提供する法律扶助委員会 (Legal Aid Commission)を設けているが、それを履行することはしばしば不可能であった。弁護士を 雇う余裕のない刑事事件の被告人は、自ら代理人を務めることがよくあった。法律は、裁 判所の定める「妥当な期間」内に審理されなかった被拘禁者を、無条件で、又は当人の後 日出廷を保証するのに必要な条件に従って、釈放するよう義務づけている。しかし、「妥当 な期間」の定義は法的に定められておらず、裁判所で厳密に審議されることもなかった。 その結果、当局はこの規定をめったに順守することはなかった。政府は、未決の被拘禁者 の事件を監視して助言を与えるため、一部の刑務所にパラリーガルを配置することによっ て、また、未決の被拘禁者の事件を審査して必要な措置を講じるため、裁判官に刑務所の 訪問を命じることによって、未決拘禁下にある囚人の数を削減しようと努めた。

警察は個人を起訴又は保釈することなく 48 時間を超えて拘置できないとする、2019 年 12 月最高裁判所全会一致決定は、当局の行動にほとんど、又は全く影響を及ぼさなかった。

法律は、重大犯罪で告発された者を含めて保釈について規定しているが、裁判所は、非常 に高いレベルで保釈を設定するために、しばしば無制限の裁量権を行使した。

恣意的な逮捕: 警察による恣意的な逮捕について特段の報告はなかったが、正式な令状又は罪状のない被拘禁者の拘束という一般的慣行は続いていた(逮捕手続及び被拘禁者の取扱いを参照)。

未決拘禁: 長期に及ぶ未決拘禁は、依然として深刻な問題であった。

2019 年 7 月時点で入手可能なガーナ刑務所管理局の統計は、1,848 人の囚人(全囚人の約12 パーセント)が未決状態にあったことを示した。政府は、事件の捜査又は徹底追及における警察の失敗、訴追担当警察官が 3 年ごとに他の職務に交代させられる間の事件簿の紛失、頻繁な延期に起因する遅々とした公判の進行、軽犯罪にさえしばしば極めて高く設定される保釈条件を被拘禁者が満たすことができないこと、刑事被告人に対する不適当な法定代理人などの理由により、囚人を未決拘禁状態に留めていた。未決拘禁の期間は、非常に多くの事例で、告発された罪に対する最高刑を越えていた。

不適切な記録管理により、囚人が甚だしく過度の未決拘禁状態に置かれている場合もあり、 二、三のケースでは10年間に及ぶものもあった。しかし、司法当局は7つの異なる州で試験的に事件追跡システムを実施していた。このシステムは、最初の逮捕から刑務所での未 決拘禁まで、投獄又は訴訟の却下に至る法廷での起訴まで、事件を追跡するために策定されている。このシステムは、透明性と説明責任を高めることを目的として、警察、公選弁 護人、検察、裁判所、刑務所、法律扶助委員会、経済・組織犯罪局(Economic and Organized Crimes Office)、NGO といった司法及び法の執行への全ての参加者によって利用されることが想定されている。一部のコメンテーターは、この追跡システムが、長期間にわたって拘束されている未決拘禁囚人の釈放を求める上で有用であると信じていた。

被拘禁者が法廷で拘禁の合法性に異議を唱える能力: 法律は、いかなる人にも法廷で自らの逮捕又は拘禁に関する合法性に異議を唱える権利を認めているが、被拘禁者の法定代理人が不在の場合には、この権利は抑制された。

e 公正な公判の否定

憲法と法律は司法の独立を定めているが、司法機関は不法な影響と腐敗にさらされていた。 司法当局者が、訴訟を促進又は延期するため、記録を「紛失」させるため、もしくは贈賄 者に有利な判決を下すために賄賂を受け取っていたとの報告があった。

退職した最高裁判所判事によって率いられる法務省(Ministry of Justice)内の司法苦情ユニットが、裁判所又は裁判官による不公平な扱い、不法な逮捕又は拘禁、訴訟事件一覧表の紛失、裁判と判決の言い渡しの遅延、そして裁判官の贈収賄といった、一般の人々からの苦情に対処していた。政府は一般に裁判所命令を尊重した。

裁判手続

憲法と法律は公正な審理に対する権利を定めており、独立的な司法機関は一般にこの権利を施行していた。刑事審理は、裁判所が公衆道徳、公衆安全、公の秩序、防衛、18 歳未満の人の福祉、訴訟に関係する人の私生活の保護のために、及び公開にすることが正義の利益を害する場合には必要に応じて、又は便宜上、審理を非公開にするように命じない限り、公開で行われなければならない。

被告は無罪を推定され、必要に応じて無償の通訳援助を受けながら、被告に対する罪状を 迅速かつ詳細に知らされる権利を有する。被告は公正な公判を不当な遅延なく受ける権利 を有するが、裁判はしばしば遅延した。被告は自らの公判に在廷する権利、弁護人により 代理される権利、被告の弁護を準備するための適正な時間と施設が与えられる権利、証人 と証拠を提示する権利、及び検察側に対峙し、又は証人に反対尋問する権利を有する。被 告は罪を証言又は自白することを強制されない権利を有するが、一般に被告は、政府が罪 についての十分な予備的証拠を提出した場合、自白することが予想される。被告は上訴す る権利を有する。当局は一般にこれらの予防手段を尊重していた。

極度の貧困及び人権状況に関する国連特別報告者(UN Special Rapporteur on Extreme Poverty and Human Rights)のフィリップ・アルストン(Philip Alston)は、2018年の訪問後の声明において、法律扶助に関する憲法上の権利は、広範囲にわたって必要な改革を導入する制度的意志の不足を理由に、大多数の訴訟において無意味であったと報告した。

軍人は刑法の下で軍事法廷において別に裁かれる。民間法廷と同じ権利を提供する軍事法 廷は、民間人を審理することが許されない。

村落その他の伝統的な首長は現地の問題を調停し、離婚、監護権、及び財産に係わる紛争 のような問題を扱う慣習的な部族法を施行することができる。しかし、裁判や地方議会と いった市民的制度の権能の高まりにより、首長の権限は低下し続けていた。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

政治犯又は政治的理由による被拘禁者に関する報告はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

市民は、人権侵害について損害賠償又はその停止を請求する訴訟を裁判所に提起することができる。

憲法は、最高裁判所が最終的な上告裁判所であると述べている。しかし、被告は西アフリカ諸国経済共同体裁判所(Economic Community of West African States Court of Justice)に、人権侵害の告発に関する救済策を求めることができる。

f プライバシー、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法はそのような行為を禁止しており、政府がこれらの禁止の尊重を履行していないとの 報告はなかった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a 言論及び報道の自由

憲法と法律は言論及び報道の自由について定めているが、政府はこれらの権利をおおむね 尊重していた。

報道及びオンラインメディアを含めたメディアの自由: 独立的メディアが活発であり、制限なしに広範で多様な意見を表明していた。

暴力と嫌がらせ: 未知の襲撃者に加え、治安部隊の隊員によっても、ジャーナリストに対する偶発的暴行が発生した。NGO のジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists) は、新型コロナウイルス感染症についての報道に関連して、治安部隊によるジャーナリストへの暴行が 2 件あったと報告した。(2020 年) 8 月 12 日に、一人の兵士が民間テレビ局 TV3 のリポーター、Stanley Nii Blewu に殴る蹴るの暴行を加えたが、この時彼と同僚はアクラ (Accra) の衛生関連事業について報告していた。兵士は Blewu と彼の同僚の Joseph Gold-Alorgbey から携帯電話とカメラも没収した。

1月に裁判所が、控訴裁判所の裁判官が政府に有利となる忖度を行ったとの主張を公表した ソーシャルメディア解説者、Kelvin Taylor の逮捕状を発行した。10月7日に、警察は、虚 偽のニュースを発表した容疑で、Whatsup News ウェブサイトの編集長、David Tamakloe を 逮捕した。Tamakloe はアシャンティ州(Ashanti Region)で選挙前に行われた不正行為を告 発する報告を発表していた。当局は10月8日に Tamakloe を保釈した。彼の事件は係争中で あった。12月14日に、当局はPower FMの司会者、Oheneba Boamah を、大統領への脅迫と 侮辱の容疑について尋問するために彼を警察署に出頭させた後で逮捕した。彼は保釈され るまで48時間近く拘束された。

2019 年後半に、情報省(Ministry of Information)は、市民社会団体及び法執行当局との連携において、ジャーナリストの安全及び責任あるジャーナリズムのための枠組(Framework for Journalist Safety and Responsible Journalism)を開始した。メディア実践者に関する基準の設定、監視、施行を担当する独立的な政府機関、国家メディア委員会(National Media Commission)が、(2020 年)1 月に枠組の実施に関連して告発された。

国家安全保障: 2月に、国家通信庁 (National Communications Authority、NCA) は、ボルタ州 (Volta Region) にある Radio Tongu の運営を、同ラジオ局が西トーゴランド (Western Togoland) での分離主義運動に利用されているとの苦情を受けて、国家安全保障を根拠に停止させた。西アフリカメディア財団 (Media Foundation for West Africa) は、NCA が技術的違反にではなく放送の内容に関して同局に制裁措置を取ったことで、その命令を過剰に行使しているとの懸念を表明した。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は妨害せず、オンラインコンテンツの検閲も 行わなかった。また、政府が適正な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視している との信用できる報告もなかった。

学問の自由及び文化的イベント

学問の自由又は文化的イベントに対する政府の制限はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法と法律は平和的集会と結社の自由を定めており、政府はこれらの自由をおおむね尊重 していた。

平和的集会の自由

警察は、12 月の選挙結果に抗議する野党側のデモ参加者に対して、催涙ガス、放水銃、ゴム弾を使用した。デモ主導者は、デモに先立って必要とされる 5 日前までの事前通知を提出していなかった。警察は、野党の国民民主会議(National Democratic Congress、NDC)に対して(2020 年)12 月 20 日から 2021 年 1 月 10 日まで抗議活動を禁止するとの禁止命令を確保した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

https://www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由

憲法は国内における移動、国外渡航、移民、帰還の自由を定めており、政府はこれらの権利をおおむね尊重していた。しかし、人身売買を抑制するための所定の努力において、政府は、出稼ぎ労働者に対する虐待についての継続的報告を受けて、湾岸諸国に向けた労働新規募集の禁止を継続させた。メディアによる調査で、一部の人材派遣会社がこの禁止措置に背いて事業を続けていたことが明らかになった。

e 国内避難民の状態及び取扱い

該当なし。

f 難民の保護

政府は、国連難民高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Refugees、UNHCR) や他の人道主義組織と協力して、難民及び庇護希望者に保護と援助を提供していた。

移民、難民及び無国籍者の虐待: 性別に基づく暴力は、依然として問題になっていた。 UNHCR によると、難民キャンプから報告される性的暴力や性別に基づく暴力の事件は続いていた。 UNHCR は、報告された全ての事件に、必要に応じて医療、心理社会面、治安、そして法律の援助を提供するために、社会福祉局(Department of Social Welfare)の職員及びガーナ保健医療サービス局(Ghana Health Service)の心理社会カウンセラーと協働した。性的暴力や性別に基づく暴力の犯人に、キャンプで行われた行為について責任を問う上での障壁は、被害者が民事及び刑事の法的カウンセリングにアクセスできないこと、社会福祉局、法律扶助委員会、警察間の連携不足、犯人とされる人物及び被害者と推定される人の割り出しの不足などであった。

庇護へのアクセス: 法律は、庇護希望者又は難民としての地位の認可を定めており、政府は難民に保護を提供するための制度を確立している。法律は、却下された庇護希望者が上

訴し、上訴の判決が下されるまで国内にとどまることを許可している。内務大臣が任命する 4 委員制の上訴委員会は上訴の裁定に責任を負うが、そのプロセスは遅滞することが慣例化していた。

不安定さから逃れたブルキナファソの居住者(Burkinabe と呼ばれる)がアッパー・ウェスト州(Upper West Region)に定住し続け、庇護希望者として登録しているとの報告があった。 政府は登録手続を開始する前に、Burkinabeのセキュリティチェックを続けていた。

雇用: 難民は他の外国人と同じプロセスを通じて労働許可証を申請することができた。しかし、労働許可証は一般に公式部門での雇用に限って発行されるのに対し、大多数の難民は非公式部門に職を得ていた。

恒久的解決策: UNHCR は、元来国内の政情不安により流入してきたコートジボワール難 民の自発的な本国送還を援助した。

UNHCR とガーナ難民委員会(Ghana Refugee Board)は、ガーナへの居住を希望するリベリア人に、その後のガーナ居住労働許可証の給付を可能にするため、パスポートを発行する作業をリベリア政府と共同で継続した。UNHCR ガーナはリベリアの UNHCR 事務所と協力してこの手続を迅速に処理した。ガーナ移住サービス局(Ghana Immigration Service)も、成人の労働許可証を含め、割引料金で居住許可証を発行することによって、元リベリア難民をガーナ国民に統合するためのプロセスを支援した。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法と法律は国民に、秘密投票によって行われ、普通平等選挙権に基づいた自由で公正な 周期的選挙を通して国の政府を変更する能力を与えている。

選挙及び政治参加

最近行われた選挙: 法律は、政治的自警活動への勧誘又は従事に対して 10~15 年の刑を 定めている。政府と 2 つの主要政党は政治的自警集団を抑制する措置を講じ、自警行為は 選挙において問題にならなかった。例えば、(2020 年) 6 月に野党 NDC は、与党新愛国党 (New Patriotic Party、NPP) がすでに合意していた、政治的自警活動を排除するために策定 されたロードマップ及び行動規範 (Roadmap and Code of Conduct) に合意した。

一部の野党と市民社会団体は、選挙管理委員会(Electoral Commission、EC)が6月30日か

ら8月8日まで行われた有権者登録運動を、特に同委員会の偏向しているとされる委員を 大統領が早い段階で据えたことに関して、政治的に利用していたと報告した。この運動は、 12月の国政選挙のために構築された新しい生体認証有権者登録システムを大々的に取り上 げた。批評家は、この運動が性急に組織されたものであり、紛らわしく、コストが高く、 不要であったとの懸念を表明した。複数の登録会場で与野党の活動家が絡む激しい抗議活動が起こり、2人の死者を出した。

(2020年) 12 月に行われる行政府と立法府の国政選挙に先き立つ期間に、各党と無所属侯補は過度の制約を受けずに公然と選挙運動を展開した。10 月 25 日に首都アクラで政党支持者間の衝突が生じるなど、暴力のまれな例についての報告があったものの、参加者はおおむね平和裏に選挙運動を実施した。12 月の選挙の直前に、2 大政党の 2 人の候補者、アクフォ=アド大統領(NPP)とジョン・マハマ(John Mahama)(NDC)は、選挙周期間に市民団体から後援される「和平協定」に合意した。

国内外のオブザーバーが、選挙は透明かつ包括的で信用できるものであり、国民の意志を 反映していると評価した。一部のオブザーバーは、地位の悪用、選挙運動の資金調達に関 する規則の施行の不足、及び選挙運動期間に国有メディアに与えられた不平等なアクセス についての懸念に言及した。6人の死者(第1節aを参照)についての報告と、選挙後に生 じた暴力行為についてのいくつかの報告があった。

野党 NDC は、EC が 12月9日に発表した結果を拒絶し、大統領選挙と議会選挙の少なくとも 5 議席については NPP と EC の双方による不正であると主張した。メディアと市民団体グループは、こうした主張をあまり信用しなかった。

女性及びマイノリティ集団に属する人々の参加: 女性又はマイノリティ集団に属する人々の政治プロセスへの参加を妨げる法律はなく、男性と同等数ではないものの、これらの人々も参加を果たしていた。3人の女性が大統領に立候補し、2大政党のうちの一方から1人の女性副大統領候補が出馬した。指導的地位に就いている女性は男性よりも依然として少なく、女性政治家は男性至上主義、嫌がらせ、暴力への脅威に直面していた。文化的及び伝統的要因によっても政治生活への女性の参加は制限された。研究機関は、侮辱、身の安全についての懸念、女性政治家に対する社会全体の消極的な態度が、女性が政界に入ることを妨げているとの見解を示した。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は政府高官の汚職に対する刑罰を定めているが、政府は法律を効果的に実施しておら

ず、政府高官は頻繁に汚職の慣行に関与しながら、刑罰を免れていた。政府の腐敗については多数の報告があった。メディアと NGO によれば、腐敗は政府のあらゆる部署に存在していた。

政府は、公務により多くの透明性と説明責任をもたらすことを目的とした法律を実施する措置を講じた。当局は(2020年)7月に、情報開示請求権(Right to Information、RTI)事務局に対して、公的部門のRTI人員に支援を提供することを委任した。しかし、一部の市民社会団体は、政府による法律の実施に十分な進展はなかったと指摘した。

ガーナは、様々な行政体のあらゆる汚職防止努力を統合するために、全国的な汚職防止オンラインダッシュボードの利用を継続していた。

汚職: 6月に、アクフォ=アド大統領は会計監査院長官(Auditor General)Daniel Yao Domelevo に対し、たまった休暇を取り、副長官に監査院の支配権をわたすように命じた。 汚職についての率直な批判者である Domelevo は当局と対立し、有名な汚職事件を追及した。 Domelevo が命令の合憲性に異議を申し立てた後に、大統領は休暇を伸ばした。 10月に、9つの市民社会団体のグループが、会計監査院の独立を守るために大統領を訴えた。会計監査局(Audit Service Board)が Domelevo を調査し、11月に、Domelevo の海外旅行における不正を告発する報告書を監査委員会(Audit Committee)に提出した。

10月に、アクフォ=アド大統領は、政府契約の締結に利害対立を有することを 2019年にビデオテープで示された、公共調達公社(Public Procurement Authority)の CEO を解雇した。

11 月に、Martin Amidu 特別検察庁長官(Special Prosecutor)は、政府がその命令を執行して彼の事務所に適正な資源を提供しなかったと主張し、公務員が彼の仕事、特にアクフォ=アド政権とアギャパ・ロイヤルティーズ社(Agyapa Royalties Limited)との関係における汚職疑惑に協力しなかったと不満を述べて、辞任した。Amidu の辞任に先がけて、市民団体は、法務長官が所管する特別検察庁(Office of the Special Prosecutor、OSP)の構造と配置を批判し、OSP の報告構造は、それが完全に独立であるはずがないということを意味していると指摘した。11 月に、OSP はアギャパ事件についての報告書を発表したが、それは Amiduの在職期間における唯一の報告書であった。オブザーバーは、OSP がさらに多くの事件について調査しなかったことで不満を表明した。

ガーナ民主主義開発センター (Ghana Center for Democratic Development) が推進するキャンペーン、コラプションウォッチ (Corruption Watch) 並びに政府の経済・組織犯罪局 (Economic and Organized Crime Office) によると、ガーナは政府と民間事業体との物議をかもした 5 件

の契約において、2016 年から 2018 年までの間に汚職により 97 億セディ(19 億ドル)を失った。2019 年 10 月に、人権行政公正委員会(Commission on Human Rights and Administrative Justice、CHRAJ)の副コミッショナーは、国家予算の 20 パーセントと全ての政府調達の 30 パーセントが毎年汚職によって失われていると述べた。

資産公開: 憲法の公職者行動規範は、国家元首、大臣、閣僚、国民議会議員、及び公務員に収入と財産の公表要件を定めている。選挙で選ばれた全ての公職者と何人かの指名された公職者は、4年ごとに、また職務を離れる前に、資産を公表するよう義務づけられている。 CHRAJ のコミッショナーは、資産宣言に関する法律に基づいて違反の疑惑について調査し、「彼が適切であると考えるような措置」を講じる権限を有する。裁判所命令を通して要求されない限り、資産公開は秘密のままとなる。オブザーバーは、不定期の申告義務、公職者の家族の申告義務の除外、公的透明性の不足、そして違反に対する罰則の不在がその有効性を低下させると指摘して、資産公開規制を批判した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

様々な国内外の人権団体が、おおむね政府による制限を受けることなく活動を展開して、 人権問題についての調査を行い、調査結果を公表していた。政府当局は多くの場合協力的 であり、こうした団体が示す見解に対応していた。

政府の人権団体: CHRAJ は、政府機関又は民間企業に対して個人が起こした訴訟を調停し、解決する組織であり、政府からのあからさまな干渉は受けずに活動している。しかし、この組織自体が政府の機関であるため、一部の批評家は、この組織に政府高官の汚職を独立的に調査する能力があるのか疑問視していた。その最大の障害は低賃金と劣悪な労働条件、そして他の政府機関やNGOへの多くのスタッフの流出であった。CHRAJ に対する国民の信頼は高く、結果としてスタッフの仕事量も増えていた。

警察監察局(Police Professional Standards Board) も人権侵害及び警察の不正について調査をしていた。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス: 法律は女性への強姦を刑事犯罪としているが、

配偶者間強姦は対象としていない。男性への性的暴力は強制わいせつの罪に問われる場合がある。強姦で有罪宣告された者には5年以上25年以下の実刑を科されるが、強制わいせつは最低懲役6ヶ月の刑期を科される軽犯罪である。ドメスティック・バイオレンスは罰金又は最高2年の懲役刑によって処罰される。強姦とドメスティック・バイオレンスは依然として深刻な問題であった。当局は法律を効果的に施行しなかった。

(2020年) 11 月に、ボルタ州の学校の PTA が校長による強姦及び性的暴力の容疑について警察に通報し、ガーナ教育サービス局 (Ghana Education Service) に調査するよう要請した。この校長は、彼との性交によって妊娠した女子生徒を説得しようとし、この生徒を脅迫して強姦したとされる。メディアは、この男が他に 6 人の女子生徒に性的な誘いかけを行っていたと報じた。

DOVVSUによって特に要求されない限り、警察はめったにドメスティック・バイオレンスの事件に介入しなかったが、その理由の一端は、被害者を支援するためのカウンセリング能力やシェルター施設の不足にあった。警察が強姦又は家庭内虐待の容疑者を特定し、逮捕した事件のほとんどは、証人の不在、捜査技術上の訓練不足、訴追担当警察官による不適切な事件の管理、そして DOVVSUによると、被害者とその家族の側における事件を追及するための資源の不足により、起訴されないか、有罪に持ち込めていなかった。警察は、ある NGO が運営する指定シェルターに被害者を差し向けることができた。深刻さの程度が低いと考えられる事件の場合、被害者は自宅に戻された。そうでなければ、DOVVSUが NGOに連絡して、一時シェルターに受け入れてもらっていた。当局は、他の手段が整うまで、職員が自分の家に被害者を保護する以外の選択肢がない場合もあると報告した。

DOVVSUは、同ユニットに配属された警察官に対し、ドメスティック・バイオレンス事件の扱いに関する研修を継続して行っていた。同ユニットには、ドメスティック・バイオレンスの被害者を支援する臨床心理士が1名いた。DOVVSUは、様々なソーシャルメディア・アカウントを通じて一般市民に手を差し伸べようとしていた。DOVVSUは、ラジオや地域社会での公衆教育の取組、児童婚や性的暴力と性差に基づく暴力を防止する取組への参加、警察の地域本部を選択する自前のオンラインデータ管理システムの拡張、そしてデータ管理研修を通じて強姦に対処していた。

女性器切除/女子割礼(FGM/C): 複数の法律が FGM/C を禁止する条項を含んでいる。この慣行が大人の女性に施されることはめったにないものの、一部の州では 18 歳未満の少女にとって、依然として深刻な問題になっていた。ジェンダー・児童・社会保護省(Ministry of Gender, Children, and Social Protection)によると、FGM/C は普及率が 27.8 パーセントのアッパー・イースト州(Upper East Region)で著しく高く、全国平均では 3.8 パーセントであった。2017年から 2018年にかけての複数指標クラスター調査(Multiple Indicator Cluster Survey、MICS)によると、農村部の女性が FGM/C を強いられる割合は都市部の女性と比べて 3 倍高かった(1.2 パーセントに対して 3.6 パーセント)。FGM/C の普及を緩和する介入プログラムは、特に北部の州で部分的に成功していた。

他の有害な伝統的慣行: 憲法は、人間性を損なうような、あるいは人の心身の健全性にとって有害な慣行を禁止している。メディアは儀式を目的とした何件かの殺人及び殺人未遂について報じた。ノーザン(Northern)州、ノース・イースト(North East)州、アッパー・イースト州、アッパー・ウェスト州では、「魔女」であると疑われた農村部の女性及び男性が家族や村の伝統的権威者によって「魔女キャンプ」に追放されることがあった。ある地域集団によると、国内全域で6つの魔女キャンプがあり、約2,000~2,500人の成人女性と1,000~1,200人の子供を収容していた。あるキャンプでは、長老派教会によって提供された教育、支援、再統合のためのサービスによって、その数がかなり減少していた。ジェンダー・児童・社会保護省は魔女キャンプを監視する指令を受けているが、有効に実施してはいなかった。

魔女として告発される人の多くは年老いた女性で、しかも多くの場合寡婦であった。魔女の疑いをかけられた人の一部は殺されることもあった。(2020年)7月に、サバンナ(Savannah)州 Kafaba で魔女の疑いをかけられた90歳の女性を、数人が死ぬまで殴打した。政府当局は殺害を非難し、警察は5人の人物を殺人で逮捕して起訴した。

法律は有害な哀悼儀礼を犯罪としているが、そのような儀礼は続いており、当局はどの犯人も起訴しなかった。北部、特にアッパー・ウェスト州とアッパー・イースト州では、数

人の寡婦が、亡くなった配偶者を悼むため、又は故人への献身を示すために、ある種の儀礼を行うように命じられた。最も一般的な寡婦の儀礼は、1年間にわたる哀悼、寡婦の腰周りへのロープと南京錠による締め付け、死亡した配偶者が埋葬されるまでの傍らでの座り込みの強制、独房監禁、断食の強制、寡婦の剃髪、寡婦の体への粘土の塗り付けの強制などであった。トーゴとの国境にあるノーザン州とボルタ州では、寡婦を亡くなった夫の代わりに別の男声と結婚させることを強いる慣行である妻相続が続いていた。

セクシャルハラスメント: 特にセクシャルハラスメントを禁止する法律はないが、当局は 一部のセクシャルハラスメント事件を刑法の規定に基づいて訴追した。

妊娠・出産に関する権利: 夫婦及び個人は、自由に子どもの数、間隔、及び時期を決める権利を有する。全ての個人は、差別、強制、又は暴力を受けずに妊娠・出産に関する健康を管理する権利を有するが、多くの場合それを実行するための情報を得られずにいた。いくつかの宗教団体は、彼らが「人工的」避妊と呼ぶものに反対していた。政府は国民健康保険計画を通して、性的暴力の生存者に妊娠・出産に関する保健サービスを提供していた。

国連による妊産婦死亡の動向 (UN Trends in Maternal Mortality) 報告書によると、2017年に、 妊産婦の死亡率は普通出産 100,000 件あたり 308 件であった。特に農村部では、専門の技能 を持つ分娩介助者の不足が主な要因であった。国連人口基金によると、15~49 歳の女性の 避妊普及率は 27 パーセントであった。

人口抑制の強制: 政府当局の側には強制中絶又は強制不妊手術についての報告がなかった。

差別: 憲法と法律は、家族、労働、資産、国籍、及び相続の法律に基づき、女性に男性と同じ法的地位と権利を定めている。政府が一般に、法律を施行するように努力したのに対して、主に男性の部族指導者と首長は、彼らの部族の地域内で土地へのアクセスと利用を規制する権限を与えられる。こうした地域内で、女性は、肥沃な土地の大きな区画へのアクセス権を得る機会が男性よりも少ないものと予想された。寡婦は多くの場合、亡くなった夫の親族によって彼らの家から追放され、多くの場合、法廷で財産権を守るための認識又は手段を欠いていた。

児童

出生登録: 子どもの両親又は一方の祖父母のいずれかがガーナ国民であるならば、市民権は国内、又は国外においても生まれながらにして生じる。出生登録されていない、又は身分証明書を持っていない子どもは、教育、医療、及び社会保障へのアクセスから除外され

るおそれがある。出生証明書の保持は学校に入学するための要件であるが、当局は、児童が書類の有無に基づいて教育へのアクセスを拒否されることはないと指摘した。MICSによると、出生登録は教育と裕福さのレベルに応じて高くなり、農村部よりも都市中心部で普及していた。当局は差別的でない方法で出生登録を判定していた。

教育: 憲法は、幼稚園から中等学校までの全ての児童に対する無料の、義務的な、かつ一般的な基礎教育について定めている。政府は、2016年-17年の学年における80万人から2019年-20年の学年における120万人まで登録者数を増やすのに役立った「複線」システムを拡大させる方針を含めて、高等学校で授業料無料の登録を提供する計画を実施し続けた。

北部の諸州と全国の農村部の女子は、教育サービスの質の低さ、学校教育関連の費用をまかなう能力のなさ、女子よりも男子への教育の優先、家と学校の間の距離に関連する安全上の問題、寮施設の不足、そして不適切な衛生状態と衛生設備といった理由により、教育を継続して受けて修了する可能性がより低いものと見られた。(2020年)3月に、政府は新型コロナウイルス感染症の大流行により全ての学校を閉鎖し、9月に一部の学年を再開した。

児童虐待: 法律は、同意があるかどうかにかかわらず 16 歳未満の児童との性行為、及び 未成年者に対する性的虐待を禁止している。男性教師が女子生徒と男子生徒の両方に性的 に暴行し、嫌がらせをしているとの報告が依然として続いていた。児童への身体的虐待と 体罰は懸案事項であった。地元のソーシャルワーカーは、児童虐待と育児放棄の事件に効 果的に対応し、監視することがほとんどできていなかった。メディアは複数の児童虐待事 件について報じた。

児童婚、早婚、及び強制結婚:結婚の法定最低年齢は男女とも 18 歳である。法律は、児童への結婚の強制を、罰金又は 1 年の懲役、もしくはその両方によって処罰するものと定めている。早婚と強制的な児童婚は、違法である一方、引き続き問題となっており、ガーナ北部にある 5 つの州に住む少女の 34 パーセントが 18 歳になる前に結婚していた。MICS によると、児童婚はノーザン州、ノース・イースト州、アッパー・イースト州、サバンナ州、ボルタ州で最も多かった。最も少なかったのは、グレーター・アクラ(Greater Accra)州、アシャンティ州、アハフォ(Ahafo)州であった。

ジェンダー・児童・社会保護省のドメスティック・バイオレンス局の児童婚ユニット (Child Marriage Unit) は、児童婚と闘う政府の取組みを主導し続けていた。同省はガーナ初の児童婚撲滅に向けた国家戦略的枠組 (National Strategic Framework on Ending Child Marriage) (2017年-26年) を開始した。この枠組は、児童への育児放棄と虐待、女子への教育、青春期の健康、女子へのエンパワーメントに対処する政府の能力を、技能開発を通して強化すること

に重点を置いた介入を優先していた。児童婚撲滅国家諮問委員会(National Advisory Committee to End Child Marriage)と全国利害関係者フォーラム(National Stakeholders Forum)は、主要な政府及び市民団体の利害関係者が参加して、児童婚に関する戦略的指針を提供し、国内の連携者間の児童婚に関する情報の共有と啓発を支援していた。児童婚ユニットもデータ表とよくある質問によってマニュアルを作成し、より多くの人々に周知するために、ソーシャルメディア・アカウントを維持していた。

児童の性的搾取: 法律は、売春目的の児童売買や調達に特に言及していないものの、児童の商業的な性的搾取を禁じている。当局は法律を効果的に施行していなかった。合意の上での性交の最低許容年齢は 16 歳であり、16 歳未満の者との性行為への参加には 7 年以上 25 年以下の懲役刑が科される。法律は、児童ポルノの公開、作成、入手、又は所持のためのコンピューター使用を刑事犯罪と定めており、10 年以下の懲役、相当な罰金、又はその両方によって処罰される。

乳幼児殺害又は障害のある乳幼児の殺害: 法律は乳幼児殺害を禁じているが、複数の NGO が、アッパー・イースト州のコミュニティでは、悪霊に憑りつかれているとの疑いで、身体障害をもって生まれた「スピリットチルドレン」が殺されると報告した。地方及び伝統的政府機関は、障害の原因と治療に関する一般の人々の認識を高めるため、また儀式殺害のリスクから児童を救うために、NGO と協力していた。当局は乳幼児殺害に対する統治上の禁止令を施行した。

避難児童: 農村部では、経済的困窮のために都市部への児童の移住が続いていた。児童は しばしば生き残るために自活を強いられ、その結果、児童買春の発生率と中途退学率の両 方が増加していた。路上生活をしている少女は、商業的な性的搾取に対してもっとも脆弱 な立場に置かれていた。

国際的な子の奪取: ガーナは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ 条約(1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締約国で はない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な親による奪取に関する年次 報告書(*Annual Report on International Parental Abduction*)」を参照のこと。

https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-ChildAbduction/for-providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティには数百人の構成員がいる。反ユダヤ的行為についての報告はなか

った。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/

障害者

法律は、障害者に対する差別を明確に禁止しており、保健サービス、情報、通信、交通輸送、司法制度、その他の国のサービスを障害者が利用する権利を保護しているが、政府はこの法律を効果的に施行していなかった。法律は、障害者が「障害者でも立ち入ることが可能で、利用しやすい場所を備える適切な施設」をもつ公共空間に自由に出入りできるようにすると規定しているが、学校や公共建造物への出入りの困難さは、依然として問題になっていた。一部の障害のある児童は、彼らのニーズに重点を置いた専門的な学校に通学していた。障害のある大人は、フォーマルセクターにおける雇用機会をほとんど得られなかった。

2019年1月に、ガーナ障害者組織連盟(Ghana Federation of Disability Organizations)は、障害をもつ女性が妊娠・出産に関する保健医療の分野で多様な差別に直面し、虐待のため、これらの女性はほとんどの場合に、診療のために保健施設を訪れることをためらっていたと報告した。

児童を含め、精神障害と身体障害の両方をもつ人は、しばしば虐待と不寛容に遭遇した。 当局は、障害者に対する暴力と虐待について正規に調査せず、処罰しなかった。自宅で暮 らしている障害のある児童は、木や市場の屋台に縛り付けられることもあり、日常的に鞭 で打たれていた。

ガーナ教育サービス局(Ghana Education Service)は、その特別教育ユニット(Special Education Unit)を通じて、障害者向けの私立学校 1 校に加え、14 校のろう及び視覚障害のある生徒向けの国立学校により、ろうや視覚・聴覚障害のある生徒の教育を支援した。

7歳くらいの幼い子どもを含む、知的障害のある数千人の人々が、「祈祷キャンプ」として知られる精神的な癒しの施設に送られたが、そこでは知的障害がしばしば「悪魔の苦悩」とみなされた。一部の居住者は、このような環境の中で何週間も鎖でつながれ、何日も食

物を与えられず、肉体的暴行を受けた。当局は、祈祷キャンプの監視について定め、不本意な、又は強制的な治療を禁止する法律を施行する措置をほとんど取っていなかった。国際的な援助基金が、サポートオフィスの場所と精神衛生局(Mental Health Authority)の一部の業務を支援した。

国内/人種的/民族的マイノリティ集団の成員

地方自治体当局は、非市民が一定の種類の店を経営することを禁止している地方自治体の、 又は商業上の規則の違反を理由に、数ヶ月間にわたってアシャンティ州のナイジェリア国 民が所有又は経営する 100 軒以上の店を閉鎖した。様々なナイジェリアの営利団体とナイ ジェリア政府が、こうした閉鎖は、同団体の成員と同国の市民への虐待であり、西アフリ 力諸国経済共同体(Economic Community of West African States)の参加者としての彼らの権 利の侵害にあたるとして批判した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律は、性的指向及び性同一性に基づいた差別を禁じていない。法律は、「不自然なやり方での人又は動物との性行為」と定義される、「不自然な交接」の行為を有罪とする。この違反は、男性の同性間の関係に従事した者と異性間の関係に従事した者にのみ適用される。同意に基づく同性間の性行為で起訴又は有罪宣告された成人についての報告はなかった。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、及びインターセックス (LGBTI) の人々は、教育と雇用に関して蔓延する差別に直面していた。アルストン国連特別報告者は、2018 年にガーナを訪問した後で、LGBTI の人々に対する汚名と差別が、彼らが仕事を見つけて、コミュニティの生産的な一員になることを困難にしていると指摘した。2018 年の調査によると、国民の約 60 パーセントが、LGBTI の人々が異性愛の人々と平等な扱いを受けることに「強く反対である」又は「反対である」と表明した。

LGBTI の人々は、警察による嫌がらせとゆすり行為にも直面していた。警察が LGBTI の人々に対する暴行又は暴力の申立てについて熱心に捜査しないとの報告があった。LGBTI の人々に対する警察又は政府の暴力事件についての報告はなかった一方で、LGBTI の人々に対する警察の汚名、威嚇、及び消極的な態度は、被害者が虐待の発生について報告するのを妨げる要因になっていた。ゲイの男性は刑務所において、性的虐待やその他の肉体的虐待を受けることが多かった。

一部の活動家は、警察の態度がゆっくりと変化しており、コミュニティのメンバーが、IGP 任命の制服を着た渉外担当官のような、彼らが助けを求めて頼ることができた一部の警察 官と安心していられるようになったと感じていることを報告した。活動家も、ソーシャルメディア経由での意識の高まりといった、CHRAJにより支援された活動の向上を引用した。1つの例として、虐待を報告する市民の権利と適切なチャンネルについて、CHRAJは LGBTIの出会い系サイト上に公告を掲載した。活動家は、有名人による差別的な発言が少なくなっていることも注目に値すると述べた。

2018年に公式に登録された、全国のLGBTI主導組織の連合が集会を催し続けていた。その目的は、メンバーの能力を高め、資源と技術的支援への彼らのアクセスを援助し、ネットワークの構築を促すことなどであった。LGBTIの権利を促進するために働いている活動家は、社会的及び政治的感受性を理由に、当局がLGBTI問題に取り組むのに大きな困難があると指摘した。同性愛や関連する話題についてのメディアの取材は、たいてい消極的であった。

LGBTI活動家は、(2020年)6月に、LGBTIの人1名がセントラル州のKasoaで激しく殴打されたことを報告した。警察は犯人を逮捕したが、被害者に対して起訴に持ち込むための金銭を要求したため、被害者は結局起訴を取り下げた。

LGBTI活動家はまた、LGBTIの人への恐喝未遂が広範囲に及んでおり、それが依然として、 差別のために起訴を成立させるのが困難だったと報告した。例えば、10月にゲイの男性が、 脅迫者に彼の家主が協力していると警察に通報した。警察は家主に味方し、被害者に自分 の携帯電話のロックを解除するよう強制して、被害者の家族に彼を「追い出させ」、家主に 金銭を支払うよう被害者の家族に強制した。

HIV 及びエイズに対する社会的汚名

HIV/エイズ感染者に対する差別は依然として問題になっていた。検査を受けた男性が直ちにゲイのレッテルを張られることへの不安に加え、この病気にまつわる汚名への恐怖が、人々に HIV 感染の検査を受けることを、また、陽性と判明した人々の多くに早期の治療を求めることを思いとどまらせ続けていた。HIV 陽性の人は雇用における差別に直面しており、しばしば、彼らの仕事又は家から離れることを強制された。患者数の多さと多くの診察室の物理的なレイアウトのせいで、しばしば、治療センターは機密を順守することが困難になったものの、政府と NGO は、国民に無料で HIV 検査と治療を提供している多くのセンターに助成金を交付した。

法律は、HIV 又はエイズに感染又は罹病した人に対する差別を、相当の罰金、18 か月以上3 年以下の懲役、あるいはその両方によって処罰する。法律は、HIV 又はエイズに感染した人と HIV 又はエイズに感染した疑いのある人の権利と自由を、健康、教育、保険給付、雇用、プライバシー、及び機密の権利、同意なくして彼らの HIV/エイズステータスの非開示、公的又は政治的事務所を保持する権利を含めて、保護及び促進する条項を含んでいる。

ガーナエイズ委員会 (Ghana AIDS Commission) は、高いレベルの汚名と差別が国内における HIV/エイズの拡散にどのように関係しているかについて、関心を抱き続けていた。

他の社会的暴力又は差別

明確な継承の連鎖の欠如から頻繁に帰結する、首長の地位をめぐる紛争、土地及び他の天然資源をめぐって対立する主張、そして内部の敵対関係と確執は、死、傷害、財産の破壊に帰結し続けていた。西アフリカ反過激主義センター(West Africa Center for Counter Extremism)によると、首長の地位をめぐる紛争と民族の暴力は、国内の危険と不安定性の最大の発生源であった。政府は一般に、暴力を抑制し、対話による紛争の平和的解決を促進しようと努めていた。

紛争は、時に暴力につながるフラニ族の牧夫と地主の間だけでなく、牧夫どうしの間でも 続いていた。7月に起きた牧夫間の衝突で、1人の男が、紛争に介入したライバルの手を切 断した。

暴徒の暴力で犯罪容疑者が殺害されたという報告が頻繁にあった。コミュニティの成員は、 しばしばそのような自警行為を、司法及び警察部門が直面する難題と制約を考慮すれば正 当化されることだと考えた。特定の「モブジャスティス」の発生において社会的暴力を防 止し、対応することに、警察が失敗したという複数の報告があった。

第7節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は--国軍の隊員、警察、カーナ刑務所管理局、その他の治安・情報機関の職員を除く--労働者が、事前の許可を受けることなく、また過度の規制要件もなしに、組合を結成し、 自らの選択する組合に加入する権利を定めている。法律は、労働組合又は使用者の組織が 登録証を取得すること、及び任命された政府職員である労働局長から認可を受けることを 義務づけている。組合幹部は、労働組合の登録と団体交渉証明書の毎年の更新にかかる費

用が過大で、おそらく法的に執行不可能であろうと報告した。

法律は合法的ストを実施する権利を定めているが、「極めて重要なサービス」を提供する労働者についてはその権利を制限している。輸出加工分野の労働者はこれらの制限を受けない。雇用・労使関係大臣は、国際労働機関(International Labor Organization、ILO)が定義する極めて重要なサービスから外れる多くの部門を含めて、極めて重要なサービスの一覧を指定した。この一覧には、公益事業会社(水道、電気など)、港湾業、病院、及びガーナ銀行によって行われるサービスが含まれていた。これらの労働者は、団体交渉権を有する。これらの部門では、いかなる労働紛争の当事者も、72 時間以内に争いを解決することが義務づけられている。組合と使用者によってそのサービスが企業の生き残りに極めて重要であると考えられている民間企業の労働者についても、スト権は制限される場合がある。組合は、当事者が紛争を自発的仲裁に差し向けることで合意できなければ、又は紛争が仲裁手続の終了時にも依然として未解決であるならば、合法的ストを命令することができる。

法律は団体交渉の枠組みについて定めている。組合は、一団の労働者のために団体交渉に従事することを目的として、労働局長から団体交渉証明書を取得しなければならない。一企業内に複数の組合があるような場合には、多数派又は相対多数の組合が証明書を受け取るが、他の組合と協議しなければならず、可能ならば交渉に参加するように勧めなければならない。一般に、証明書保有者には、より小規模な組合の代表者も含まれる。方針決定又は経営上の機能を担う労働者は、労働法に基づき団体交渉を行う権利を有していないが、彼らは組合に参加して、その使用者との労働交渉を開始することができる。

国家労働委員会(National Labor Commission)は、使用者と組合が労働法を順守することを保証する義務を担う政府機関である。同委員会は、労働争議における仲裁のためのフォーラムとしての役割も果たす。政府は適用法を効果的に施行していたが、刑罰は差別などの公民権の否定に係わる他の法律の刑罰と同等ではなかった。

法律は、組合が干渉を受けずに組合の活動を実施することを許しており、不公平な口実によって解雇された労働者の復職について定めている。法律は、組合員と役員が組織化されていれば、彼らを差別から保護する。

政府は、独立的な組合を結成してそれに加入し、合法的ストを実施して、団体交渉を行う 権利をおおむね保護し、労働者はこれらの権利を行使していた。法律は具体的な当事者に 違反行為の責任を負わせるが、具体的な刑罰は記載されていない。違法なロックアウトを 用いる使用者は、労働者の賃金を支払う義務がある。使用者による組合活動への巧妙な介 入の例がいくつか発生した。組合に対する法律の不公平かつ一方的な適用により、多くの

組合は、紛争への対処のために承認されたプロセスに従っていなかった。こうしたプロセスはしばしば長期的かつ面倒であり、一般に、組合がサービスを撤回するか、ストを宣言するおそれがある場合に、雇用者が対抗措置を講じていた。国家労働委員会は、その命令を執行する能力の限界や不十分な監視などにより、組合と使用者の両方に対して適用可能な制裁の施行において、課題に直面していた。

労働組合は、政府による干渉を受けずに民間及び国有企業と賃金及び手当に関する団体交渉を行った。どの組合も仲裁に関連する紛争解決プロセスを完了したことがなく、数多くの未認可ストが発生した。

ガーナ民間航空局(Ghana Civil Aviation Authority、GCAA)の労働者は、フライトの安全性を脅かしていたとされるアクラの La 無線局での地下ケーブルの破損に抗議するために、全ての国内便を停止させて、10 月にストに突入した。組合は、GCAA リース契約が 27 年残っているにもかかわらず、政府のフライト訓練所への航空サービスプロットのリースと結果として生じる構造を非難した。

b 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形式の強制労働又は義務的労働を禁止している。刑罰は誘拐などの他の相似的な重罪の刑罰と同等ではなかった。政府は法律を効果的に施行していなかった。政府は、人身売買との闘いにあてる出資と人員配置のレベルを増強したが、法律を完全に施行するのに十分な支援を提供しなかった。政府は 2019 年の間に、スタッフを訓練して、成人女性の人身売買被害者のためにシェルターを開設及び運営することによって、人身売買被害者の保護サービスにおける政府の直接的支援を増強した。

政府は厳密な起訴規定と刑罰を科した。(2020年)7月に、ボルタ湖で漁労に従事させるために9人の子どもを売買したことにより、当局は2人の人物に18年と16年の実刑を宣告した。警察は、宣告された判決は最長であると表明した。しかし、強制労働と人身売買は、不十分な捜査と起訴のせいで、依然として続いていた。NGO、市民団体、人権活動家は、警察の諸階級、司法制度、そして行政当局における腐敗が、人身売買と強制労働から莫大な富を蓄積している犯人や、NGOスタッフを威嚇して彼らの調査を阻止している上級警察官と共に、起訴を妨げていると報告した。

インフォーマルセクターでの採掘、農業、家事労働、荷役、物乞い、牧畜、採石、行商における児童の強制労働に加え、漁業部門における児童と大人の両方への強制労働の影響に関する報告があった(第7節cを参照)。

調査は 2018 年から 2019 年にかけての間に著しく減少し、容疑者は、罰則があまり厳格でない法律を用いて起訴されていた。弁護士は、人身売買の調査と証言する証人の確保において、特に家族の者によって行われた場合や他国出身の被害者に係わる場合、難題に直面した。人身売買に関する訓練不足のため、役人は事件を犯罪として分類せず、警告を発して犯人を釈放した。訓練を積んだ警察官は、理由は不明だが、しばしば脇に追いやられた。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書」も参照のこと。 https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

政府は最悪の形態での児童労働を全て禁じていなかった。法律は最低雇用年令を 15 才に定めており、児童にとって有害となる可能性がなく、かつ、児童の通学にも影響を及ぼさないような軽作業については最低年令を 13 才に定めている。法律は、18 才未満の者に夜間労働と一定の種類の危険な労働を禁止しており、違反者に対して罰金と懲役刑を定めている。法律は、職人と雇用主が訓練及び道具とともに安全かつ健康的な労働環境を提供する義務を負う徒弟の身分に 15 才以上の児童が就くことを許容している。

雇用・労働関係省(Ministry of Employment and Labor Relations)の検査官が、児童労働関連の規制を施行した。労働検査官は、特にインフォーマルセクターにおける児童労働をターゲットとして検査を実施したが、検査は児童労働を阻止するのに不十分で、刑罰は誘拐などの他の相似的な重罪の刑罰と同等ではなかった。

ILO、政府代表、労働組合会議 (Trade Union Congress)、メディア、国際機関、及び NGO は、 児童労働と闘う制度上の能力を増大させる努力を続けていた。

政府は、産業における最悪の形態とされる児童労働を排除するために、NGO、労働組合、 及びカカオ産業と密接に協働し続けた。これらのパートナーシップを通して、政府は複数 の地域社会プロジェクトを創設し、啓発、監視、及び生計改良の促進に取り組んだ。

2018年に、政府は最悪の形態の児童労働排除に関する国家行動計画フェーズ 2 (National Plan of Action Phase II on the Elimination of the Worst Forms of Child Labor、NPA2)を承認した。 NPA2 は 2021年までに、特にココア、漁業、及び鉱業部門をターゲットとして、最悪の形態の児童労働の蔓延を 10 パーセントに削減することを目指している。政府は、NPA2 の枠組の下で行動を取り続けた。例えば、児童労働に関する全国運営委員会(National Steering

Committee on Child Labor)は、児童労働の影響を確認するために、7つの地区で監視運動を 実施した。雇用・社会福祉省(Ministry of Employment and Social Welfare)は、児童労働フリ ーゾーン(Child Labor Free Zones)に関するガイドラインを策定し、ガーナ児童労働監視シ ステム(Ghana Child Labor Monitoring System)の事前テストを開始した。

当局は児童労働法を効果的に又は一貫して施行していなかった。裁判官、警察官、及び労働当局者を含む法執行関係者は、児童を保護する法律の条項に不慣れな場合があった。

使用者が 4 歳ほどの児童を農業、漁業、人力採掘の金鉱などの鉱業で、また、家事労働者、荷役夫、行商人、坑夫、採石場労働者として、強制労働に従事させていた。NGO は、売買された児童のほぼ 2 分の 1 がボルタ州で働いていると推定した。2019 年に、市民社会団体が、ボルタ湖で強制労働と殴打に服従し、食物、教育、安全な生活条件を許されずにいた200 人を超える児童を救済し始めた。漁業において、児童は、沈んでいる木の根にからみついた漁網をほどくために深い湖に潜るなどの危険な仕事に従事していた。政府は水中での作業を、法律上危険な形態の仕事とは認めなかった。水産・農業開発省(Ministry of Fisheries and Aquaculture Development)の役人は、水産部門における児童労働及び人身売買と闘うための戦略の一部として研修を受けた。

児童労働は、人力採掘(特に違法な小規模採掘)、薪拾い、れんが積み、給仕と調理、運賃 徴収において蔓延し続けていた。小規模採掘において児童は岩石を砕き、深い穴を掘り、 重量物を運び、重機を運転し、石をふるい、金を水銀と化合させていたという。

児童労働はカカオの収穫でも行われていた。児童はカカオの収穫に従事して、しばしば木を伐り払ってカカオのさやを集めるのに鋭利な道具を使用し、重量物を運び、有毒な殺虫剤などの農薬にさらされた。政府は、カカオの場合のような農業におけるこの種の仕事を、児童にとって危険な仕事とは認めなかった。

使用者は児童労働者にしばしば不十分な賃金しか払わず、身体的に虐待しており、児童はほとんど又は全く健康管理を受けていなかった。MICSによると、5~17歳の児童のうち5人に1人は危険な労働条件に従事しており、男子と女子の間に大きな違いはなかった。

しばしば親又は保護者が、貧困のために自らの子どもを親族その他に売ることによって、 児童売買を手助けしていた。これは少女が家政婦として売られるケースで特に流行してい た。強制労働と人身売買による負傷のせいで麻痺した 12 歳の被害者の母親は、関係してい る人物が彼女の姻戚であったため、娘を負傷させた犯人を警察に通報することを拒み、警 察は起訴するよりも自分から金銭を徴収しようとするであろうと疑っていた。

以下のURLで公開されている労働局の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果」、https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings 及び労働局の「児童労働又は強制労働で生産される商品の一覧」も参照のこと。https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods.

d 雇用及び職業に関する差別

政府は差別の禁止を効果的に施行しなかった。法律は、雇用者は人を、当人がすでに雇用されているか、それとも雇用を求めているかにかかわらず、性別、人種、民族的出自、宗教、社会的又は経済的状況、あるいは障害などの複数のカテゴリーに基づいて差別してはならないと定めている。刑罰は選挙干渉などの公民権に関連する法律と同等ではなかった。女性、障害者、HIV 陽性患者、及び LGBTI の人(第6節を参照)に関して、雇用と職業における差別が生じた。例えば、ほとんどの企業が障害のある被雇用者に妥当な宿泊施設を提供しなかったことを報告は示していた。多くの企業が、仕事に応募してきたそのような人を無視又は拒絶した。都市中心部に住む女性と技能及び訓練を積んだ女性は、明らさまな偏向にほとんど遭遇しなかったが、非伝統的な分野にいて教育にアクセスしている女性への抵抗は続いていた。工場の場合など、男性と同じ産業における女性の雇用には法的規制があった。

職場でのセクシャルハラスメントその他の暴力から女性を保護するための、定着した十分なシステムがなかった。雇用者はしばしば、新型コロナウイルス感染症の大流行を理由とするリストラを装って、セクシャルハラスメント又は性暴力に抵抗した女性を解雇又はレイオフした。

e 受入れ可能な労働条件

政府、労働者、使用者の代表から構成される全国三者委員会(National Tripartite Committee)は、最低日額賃金を設定した。最低賃金は政府の貧困基準ラインを越えた。多くの企業が法律を順守していなかった。週間最長労働時間は40時間であり、7日ごとに少なくとも48連続時間の中断を設定している。労働者は、連続勤務の1暦年につき、又は特定の年に少なくとも200日働いた後に、少なくとも15労働日の完全有給休暇を与えられる。しかし、このような規定は、請負労働者や私宅の家事労働者には、あるいはインフォーマルセクターのどこにも適用されていなかった。法律は、時間外の賃金について規定しておらず、過度の強制的残業を禁止していない。最低賃金法違反の刑罰は、詐欺などの同様な犯罪の刑罰と同等ではなかった。

政府は、業界に適した労働安全及び保健規制を設定する。法律によって、労働者は、彼らの雇用に対する危険を伴わずに、健康又は安全を危険にさらす状況から離れることができる。労働力の約10パーセントが雇用されているフォーマルセクターの労働者だけが、この法制の対象とされている。この権利を自由に行使することができると感じていた労働者は少なかった。義務を怠った使用者には罰金が科せられ、労働衛生安全法の違反に対する刑罰は、過失などの犯罪の刑罰と同等ではなかった。

雇用・労働関係省は、賃金法を効果的に施行することができなかった。政府も、食品・医薬品局 (Food and Drugs Authority)、ガーナ道路安全委員会 (Ghana Roads Safety Commission)、鉱山委員会 (Minerals Commission)の検査課などの様々な産業における政府機関の範囲によって定められた保健と安全の規則を効果的に施行していなかった。法律はその断片化と限られた範囲により、労働者に不十分な対象範囲しか提供しなかったという。全ての部門を横切るフォーマルな経済において、最低賃金法の広範囲に及ぶ違反があった。当局は、インフォーマルセクターにおいて最低賃金法を施行しなかった。勤務時間を管理する法制は、フォーマルとインフォーマルの両方のセクターに適用することができる。雇用者は主にフォーマルセクターでは法律に従ったものの、インフォーマルセクターでは広く法律を軽視し、政府は法律を施行しなかった。

3 つの教職員組合が、2019 年 12 月と(2020 年)1 月に、レガシー滞納の不払に対して全国 規模のストに従事した。組合は、ガーナ教育サービス局が、2012 年から 2016 年までのそれ らの支払に関する情報を要求している 3 通の書簡への回答を怠ったと報告した。公正賃金・ 給料委員会(Fair Wages and Salaries Commission)も、「労働協約」を議論するための会合に 関する組合の要請に応じることを怠っていた。

政府は、コンプライアンスを強制するための適格な労働検査官を雇用しなかった。検査官は十分に訓練されておらず、違反に対して効果的に対応しなかった。検査官は、無通告査察をする権限を有していた。検査官は制裁を科さず、自らがいくつの違反に対処したかについてデータを提出することができなかった。ほとんどの場合に、是正措置を講じるための期限を設けて、検査官は雇用者に助言的な警告を与えた。コンプライアンスを強制するのに、刑罰は不十分であった。

ガーナ統計サービス局 (Ghana Statistical Service) の 2015 年労働力報告書によると、労働人口の約 90 パーセントが、製造業などの中小企業、卸売り及び小売りのトレーダー、及び家事労働者、臨時の賃金労働者、家を拠点とする労働者、街頭の物売りから構成されるサービス提供者などのインフォーマルセクターに雇用されていた。これらの労働者のほとんど

は自営業者であった。

採掘部門の事故は、しばしば違法な採掘において一般的であった。2019年1月の炭坑爆発で16人が死亡し、10月には5人が立坑の崩落で亡くなった。市民社会団体は、腐敗と緩慢な取締まりが、危険な違法採掘の仕事が続くことを許したと主張した。

2019年3月に、アクラの高等裁判所は採掘会社に、2015年に起きた従業員の溺死に関する 訴訟で損害賠償金900万セディ(170万ドル)以上を支払うように命じた。法廷は、保健・ 安全基準の順守を怠った会社側に重大な過失を認めた。